

薬食発0201第1号
平成23年2月1日

各〔都道府県知事〕殿
〔保健所設置市市長〕
〔特別区区长〕

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物取締法施行令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第241号。以下「令」という。）（別添1）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第15号。以下「規則」という。）（別添2）が施行されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長、社団法人日本化学工業品輸入協会会長、社団法人日本海事検定協会会長及び日本危険物コンテナ協会会長宛に発出することとしていることを申し添える。

記

第1 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令について

1 改正の内容

（1）毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準（令第40条の2第2項関係）

四アルキル鉛を含有する製剤のうち自動車燃料用アンチノック剤については、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であって厚生労働省令で定めるものによる運搬を可能にする。

また、本項に違反した者に対する罰則を設ける。

（2）容器又は被包の使用（令第40条の3第2項関係）

令第40条の2第2項において追加した容器を運搬する際の基準について定める。具体的には、容器ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤であって、自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすことが必要となる。

また、本項に違反した者に対する罰則を設ける。

(3) 積載の態様（令第40条の4第2項関係）

令第40条の2第2項において追加した容器で運搬する場合の積載の態様は以下の基準に適合しなければならないものとする。

- ① 容器は、その開口部が上位になるように置かれていること。
- ② 容器が積み重ねられていないこと。
- ③ 容器が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。
- ④ 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。
- ⑤ 四アルキル鉛を含有する製剤及び四アルキル鉛を含有する製剤の空容器以外の物と混載されていないこと。

また、本項に違反した者に対する罰則を設ける。

2 施行期日

平成23年2月1日から施行することとしたこと。

3 経過措置等

この令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の内容

(1) 毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準等（規則第13条の2関係）

令第40条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める容器は、四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンクに該当するものであって、以下の要件を満たすものとする。

- ① ポータブルタンクに使用される鋼板の厚さは、6ミリメートル以上であること。
- ② 常用の温度において600キロパスカルの圧力（ゲージ圧力をいう。）で行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- ③ 圧力安全装置（バネ式のものに限る。以下同じ。）の前に破裂板を備えていること。
- ④ 破裂板と圧力安全装置との間には、圧力計を備えていること。
- ⑤ 破裂板は、圧力安全装置が四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の放出を開始する圧力より10パーセント高い圧力で破裂するものであること。
- ⑥ ポータブルタンクの底に開口部がないこと。

(2) 令第40条の3第2項に厚生労働省令で定める要件は、以下に規定するものとする。（規則第13条の3関係）

- ① ポータブルタンク内に温度50度において5パーセント以上の空間が残されていること。

- ② ポータブルタンクごとにその内容が四アルキル鉛を含有する自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていること。
- ③ 自蔵式呼吸具を備えていること。

2 施行期日

公布の日（平成23年2月1日）から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添3及び別添4に示すとおりである。

また、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程については、以下に示す資料を参考とすること。

参考資料1：国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程（International Maritime Dangerous Goods Code：IMDG Code）について

参考資料2：危険物輸送に関する勧告 モデル規則（抜粋） 第15改訂版 2007